

日本には 9 つの言語が存在する —琉球諸語復興の第一歩は「方言」ではなく「言語」という認識から—

比嘉 光龍

1. はじめに

2009年2月、国連教育科学文化機関(以下、ユネスコ)は、世界の約2500の言語が消滅危機に晒されていると発表した(UNESCO(2009))。その中で、次の日本の8つの言語が危機言語リストに加えられた¹。北海道のアイヌ語、東京都八丈島の八丈語、そして琉球諸島の奄美語、国頭語、おきなわ語²、宮古語、八重山語、与那国語である。琉球諸島の言語は「琉球語」³と単一の言語のように称されてきたが、実際には複数存在する。そこで、複数を意味する「諸」を加えて、「琉球諸語」という呼称が近年琉球諸語研究者間で多く使用されている。「琉球語」という呼称は、一つの言語しか存在しないという誤解を招くので、筆者は「琉球諸語」と呼称を改めるべきである⁴と考える。

¹ 朝日新聞(2009)に関連記事が掲載された。また、文化庁のHPにも「消滅の危機にある方言・言語」という記事が紹介されている。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo

² 筆者は、本稿で「沖縄」という漢字表記を採用しない。その理由は、薩摩が使い始めたと考えられ、おきなわ人が考案した漢字かどうか不明だからである。1609年、琉球王国を侵略した薩摩は1872年まで263年にわたって、支配し続けた。その薩摩の1629年の文献に「沖縄」という漢字が現れたと、『沖縄大百科事典』(沖縄タイムス社)の「沖縄」の項目に記されている。また、1879年琉球王国を侵略し、支配した日本は「沖縄県」を強制設置した。沖縄県と命名したのは日本政府であるが、経緯の詳細は不明である。もしも仮に「県を置くのでその呼称を申し出よ」と問われ、琉球側が「沖縄」という漢字を提示したという資料が見つかったとしても、当時の日本政府が強制的に沖縄県を設置したという事実には変わりがない。今後この「沖縄」という漢字についての議論が活発になることを期待して、あえて「おきなわ」というひらがな表記を採用した。ただし、日本政府が強制的に設置したという文脈では漢字表記の「沖縄県」を用いる。

³ 琉球諸島にはいくつの言語があるのかということに関して、5言語(The Endangered Languages Project)、6言語(UNESCO(2009))、11言語(Lewis, M. Paul and others(2016))など諸説あるが、複数の言語が存在することについては見解が一致している。すでに明治期において、チェンバレンの研究でも琉球諸島に複数の言語が存在することがすでに指摘されている(Chamberlain, Basil Hall(1895))。

⁴ 同様の立場から、沖縄大学地域研究所編(2013)の研究書である『琉球諸語の復興』でも「琉球諸語」という呼称が用いられている。参考ながら、筆者は琉球諸島を代表する歌者を招き、各島の言語で歌い、語ってもらうという企画を立案し、シンポジウムを行った。また、琉球諸語母語話者の発話を記録し、文字に起こした資料を同書に収録した。シンポジウムの内容は、付録のDVDで視聴できる。

現在、筆者は、琉球諸語の一つであるおきなわ語の講師として大学で講義を行い、沖縄県内外で講演活動を積極的に行っている。これまで講義や講演を通して、1000人を超える沖縄県内外の聴講者たちに、上述の2009年2月のユネスコの発表内容について尋ねてきたが、その大半が日本の8言語が危機言語リストに加えられたという事実を知らなかった。世界では生物の多様性、言語の多様性など *diversity*⁵が叫ばれて久しいが、日本社会では危機言語に関しては、ほとんど取り上げられないように見受けられる。本稿の題目でも掲げたように、日本語を含めて、日本国内には9つの言語が存在する。その中で唯一安泰である言語は日本語のみであり、残り8つの言語は消滅の危機に瀕している。その要因はいくつかあるだろうが、危機言語としてきちんと認識されない最大の原因は、これら危機言語が日本では独立した「言語」ではなく、「方言」として認識されているからである。

そこで、本稿の議論を進める上で強調したいのが、筆者が暮らす、うちなー(おきなわ)を含めた琉球諸島の言語は、「方言」ではなく、独立した「言語」だということである。後述するが、我々の琉球諸語を「方言」であると定義すると、地域を敬い、地域に誇りを持つ気持ちを損なうことになる。また、我々の言語が消滅の危機に瀕しているとユネスコから警鐘が鳴らされているにも関わらず、その重大な事実に気づけなくなってしまう。

本稿の目的は、日本には少なくとも9つの言語が存在すること、そして琉球諸語が「方言」ではなく、独立した「言語」であること、さらにそうした認識を日本社会の常識にしていく必要があることについて検討・考察することにある。

2. 世界の少数言語を研究する機関が示した日本の言語数

2.1 日本の言語数

ここでは、琉球諸語が「方言」ではないということについて具体的に確認するために、まずは世界の少数言語を研究し、その使用状況や危機の度合い等について広く発信

⁵ *diversity* にも性別・人種・世代・職種など、様々な多様性があり、その肯定的な意義を認める大切さが強調されている。例えば、経済産業省は、「女性、外国人、高齢者、チャレンジド(障がい者)等を含め、多様な人材の能力を活かして、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業34社を、「新・ダイバーシティ経営企業100選」に選定」という事業を推進している。
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/kigyos100sen/index.html>

している 3 つの機関・組織による見解を紹介する⁶。それぞれの機関・組織が日本の言語数について直接的・間接的に示しているので、それらを見ていくことにする。

a. ユネスコ (UNESCO (2009))

ユネスコは、日本の危機言語として、以下の 8 言語を指定している。

- ①Ainu(Hokkaido)アイヌ語, ②Hachijō 八丈語, ③Amami 奄美語, ④ Kunigami 国頭語, ⑤Okinawan 沖縄語, ⑥Miyako 宮古語, ⑦Yaeyama 八重山語, ⑧Yonaguni 与那国語

ユネスコによれば、これらの 8 言語に危機言語ではない日本語を加えると日本には 9 言語が存在すると規定できる。

b. エスノローグ (Lewis,M.Paul and others (2016))

エスノローグとは、キリスト教系非営利団体である SIL International が組織・運営する Ethnologue: Languages of the World という名称のウェブサイトで、世界の言語に関する最新の基本情報を発信している。エスノローグは、日本には以下の 15 の言語が存在するとし、それぞれの言語についての概要(言語名、人口、地理的位置、言語類型、言語使用状況、文献情報等)が明示されている。

- ①Japanese 日本語, ②Japanese Sign Language 日本手話, ③Korean 韓国・朝鮮語, ④Ainu アイヌ語, ⑤Amami-Oshima, Northern 北奄美大島語, ⑥Amami-Oshima, Southern 南奄美大島語, ⑦Toku-No-Shima 徳之島語, ⑧Kikai 喜界語, ⑨Oki-No-Erabu 沖永良部語, ⑩Yoron 与論語, ⑪Kunigami 国頭語, ⑫Okinawan, Central 中央沖縄語, ⑬Miyako 宮古語, ⑭Yaeyama 八重山語, ⑮Yonaguni 与那国語

⁶ ここで紹介する 3 機関・組織は、その HP 上から世界中の少数言語の基本情報を調べることができ、専門家のみならず、一般の人であってもアクセスが容易である。

日本語は国家語(National language)と規定され、琉球諸島の11言語はすべて消滅の危機にあるとされている。日本手話や韓国・朝鮮語についても日本の言語と認めている点が他の二つの機関・組織と大きく異なり、選択の基準が独特である。

c. 危機言語プロジェクト(The Endangered Languages Project)

危機言語プロジェクトは、アメリカの東ミシガン大学危機言語カタログ・危機言語プロジェクトチームなどの組織を中心に運営されている⁷。同プロジェクトにより世界の3,000以上の危機言語の情報が掲載され、随時情報が更新されている。日本の言語に関しては、以下の8つを危機言語として指定している。

- ①Ainu(Japan) アイヌ語, ②Orok ウィルタ語, ③Hachijo 八丈語, ④Amami-North Okinawan 奄美-北沖縄語, ⑤ South-Central Okinawan 沖縄中南部語, ⑥Miyako 宮古語, ⑦Yaeyama 八重山語, ⑧Yonaguni 与那国語

危機言語プロジェクトは危機言語のみを扱うので、日本語は危機言語の対象から外れている。したがって、8つの危機言語に日本語を加え、9つの言語が日本には存在する言語ということになる。

以上のように、日本国内の「言語」を日本語だけとする見方はせず、日本語のほかに独立した個別言語の存在を明確に認めているのである。

2.2 世界の言語研究機関は日本の少数言語を「言語」と認識

日本では琉球諸島の言語を「琉球語」どころか「琉球方言」と称して、日本語の方言種にすぎないという見方も根強いが、国際的な基準では、琉球諸島の言語は、方言ではなく、独立した個別言語のカテゴリーに入る。2009年2月に世界の危機言語を公表したユネスコの担当者は、朝日新聞の取材に対して、「これらの言語が日本で方言として

⁷ このプロジェクトには、アラスカ国立言語アーカイブ、アメリカインディアン言語センター、ブラウン大学ジョン・カーターブラウン図書館、カリフォルニア大学ロサンゼルス校音声学実験室、ペンシルベニア大学図書館など、数多くの教育機関を中心とする非営利組織が参加し、財政的な支援を行っている。このほか、グーグルを筆頭にCBCラジオなどの企業も本プロジェクトの支援をしている。

扱われているのは認識しているが、国際的な基準だと独立の言語と扱うのが妥当と考えた」としている(朝日新聞(2009))。

日本の文化庁もユネスコの発表を受けて、消滅の危機にある言語に指定された 8 つについて、「8 つの方言」という表現を使わず、「8 つの言語・方言」という言い回しを採用している。アイヌ語だけに対しては、方言という名称は与えられていないが、それ以外については、「～語(方言)」という表記になっている。各言語については、次のように表記されている(文化庁「消滅の危機にある方言・言語」)。

【極めて深刻】:アイヌ語

【重大な危機】:八重山語(八重山方言), 与那国語(与那国方言)

【危険】:八丈語(八丈方言), 奄美語(奄美方言), 国頭語(国頭方言), 沖縄語(沖縄方言), 宮古語(宮古方言)

文化庁は、ユネスコの指摘した事実に対して、個別言語としての名称を与えつつ、同時に従来の国内での扱いを括弧書きの形で保持するという折衷的な表記法を取っている。このように、ここで挙げられたアイヌ語以外の 7 言語については、日本ではまだ日本語とは異なる個別言語であるという立場を完全には取っておらず、日本語の一方言であるとの見方を巧みに温存する立場を同時に取っていることが窺われる。

3. 「言語」と「方言」の違い

3.1 辞書から見えてくる「言語」と「方言」の違い

ここで「言語」と「方言」という言葉の違いについて検討したい。

『日本国語大辞典(第二版)』によると、以下のような説明が与えられている。

言語:人間の思想や感情、意思などを表現したり、互いに伝えあったりするための、音声による伝達体系。また、その体系によって伝達する行為。それを文字で写したもののこともいう。

方言:①共通語・標準語とは異なった形で地方的に用いられることば。また、中央の標準的なことばに対して、地方で用いるその地特有のことば。俚言。土語。なまり。片言。

- ②特定の階級、仲間などの用いることば。隠語・俗語の類。
- ③地域的な言語体系。ある地帯に通用する言語が全体として一つの言語体系に属すると認められながら、音韻・語法・語彙などに地域的な変異があるときにいう。
- ④一般に、言語、特に、その国やその地域のことばをいう。

「言語」に関する説明には、プラスのイメージもマイナスのイメージも与えられていないので、ニュートラルか否かという意味で、特に違和感はない。しかしながら、「方言」に関する説明には、明らかに否定的なニュアンスと結びつきやすい内容が含まれている。まず、「方言」の①における「標準語とは異なった」という説明が差別的なニュアンスを帯びている。「標準語とは異なった」という表現は、地方の人間に対して、祖先から受け継いで来た自分たちの言語が標準から外れているという認識を植え付けるものである。「なまり」という説明も差別的である。「なまり」を漢字で表記すると「訛り」となるが、そのしくみは「言」+「化」であり、「言」葉は「化」けると書くので、マイナスイメージと結びつきやすく、違和感がある。同辞典に「なまり」は、動詞「なまる(訛る)」の連用形が名詞化したものとある。また「訛り」とは、「言葉や発音がくずれたもの」とある。そうすると、「方言」とは、「言葉や発音がくずれた」、「標準から外れた」言語なので、規範を逸脱した程度の低い言語と規定できる。その意味で、「方言」という言葉自体がマイナスのイメージを常に持っているのである。その場合、祖先から継承してきた大切な琉球諸島の言語を「方言」と呼ぶことに違和感を覚えるのは当然であろう。

②の「隠語・俗語の類」という定義にも違和感がつきまとう。「方言」に仲間内だけで通用する隠語・俗語という意味があてがわれているとすれば、「方言」に対する、非常に見下したニュアンスを拭い去ることはできない。「隠語・俗語の類」という説明も差別的という結論になる。

③と④の定義にはほとんど違和感を持たない。③と④の定義であれば、①や②のような差別的な「方言」ではなく、プラスのイメージもマイナスイメージもないニュートラルな地域語となるので、問題は生じない。むしろ地域語と日本語のバイリンガルという健全な思考が生まれる契機となる。

いずれにしても、①と②の定義の存在は、差別的なイメージや思考と結びつきやすく、琉球諸島の言語に方言と名付けること自体が、それらの言語に対する敬意を失わせる装置として働く可能性が高くなるのである。例えば、言語学者のハインリッヒは「どんな理由であっても、「方言」という呼び方により、琉球諸島の地域語の言語的及び文化的な地位が低下させられたことは間違いない。さらに、「方言」という用語が、琉球諸語の

社会言語学的な研究を、ある程度阻止してきたことについても疑いはない」(ハインリッヒ 2010:153)との指摘は、その証左である。差別的、侮蔑的な意味を内包する「方言」という言葉で琉球諸島の言語を定義することは、それらの地域語に対する権威を失わせ、それらがたとえ消滅の危機にある状況下に置かれてもそれらの言語に対して冷淡で無頓着な態度を取らせることにつながり、最終的には自分たちの大切な地域語が危機的であることにすらまったく気づかない、あるいは気づこうともしない深刻な事態に陥るのである。

3.2 言語学者の説明から見えてくる「言語」と「方言」の違い

近代言語学の父といわれているソシュールは、「言語」と「方言」の違いについて、次のように述べている。

「言語と方言とのちがいがどこにあるかを言うのはむづかしい。方言であっても、それによって文学が書かれれば言語だと呼ばれることがある。ポルトガル語やオランダ語がそうであるように」(田中 1981: 1)

ある方言がその言語で文学作品が書かれていれば、当該の方言は方言のレベルから個別の独立した言語の扱いを受ける可能性がある。

『沖縄語辞典』(国立国語研究所編)は、次のように説明する。

「ある同系の言語(方言)を『……方言』と呼ぶかあるいは『……語』と呼ぶかについては言語学上のはっきりした基準はなく…」(国立国語研究所 2001: 16)

つまり、「言語」か「方言」かという問題を解決する言語学的な基準は存在しないということである。

社会言語学者のスポルスキーは、「方言は認識によって言語となる」(山下 他 2011: 107)と述べ、言語の担い手の主観的認識による可能性を示唆した。

また同じく社会言語学者のフロリアン・クルマスは、次のように指摘している。

「言語学的観点からのみ方言と言語を区別するのは不可能である。この区別は多分に歴史的、政治的な要素を含んでいるためである」(杉田 2010:207)

「言語」と「方言」の区別は、言語学的な基準に基づくのではなく、むしろ歴史的・政治的な理由に基づいている。

さらに、言語学者の田中克彦は、フロリアン・クルマスと同様の説明を行っている。

「あることばが独立の言語であるのか、それともある言語に従属し、その下位単位をなす方言であるのかという議論は、そのことばの話し手の置かれた政治状況と願望とによって決定されるのであって、決して動植物の分類のように自然科学的客観主義によって一義的に決められるわけではない」(田中 1981: 9)

田中も、「言語」と「方言」を峻別する厳格な基準や条件は存在せず、政治的理由と言語の担い手の主観的理由に起因すると主張している。

このように、言語学者によれば、「言語」と「方言」を区別できる言語学的な基準はなく、それらは常に政治・社会・国家などによって恣意的・主観的につくられるものであると言えよう。

3.3 理解できる「異言語」と理解できない「方言」

さらに、理解できる「異言語」という観点から「言語」と「方言」について検討したい。

互いに問題なく理解でき、コミュニケーションが取れるにもかかわらず、それぞれが個別に独立した言語も存在する。ポルトガル語とスペイン語がそのような例である。スペイン語学者である柿原武史は、

「ポルトガル語とスペイン語はラテン語を起源とするロマンス語であるため、文法や語彙において類似点が多い。そのため、スペイン語を学習した者が新たにポルトガル語を学習する場合や、反対にポルトガル語の知識を習得した者が新たにスペイン語を学習する場合、既習言語の知識を応用できるため、比較的容易に入門できるといわれている」(柿原 2008: 411)

同様の観点からハインリッヒも、以下のように指摘している。

「三つの異なる国家がなかったら、デンマーク語、スウェーデン語とノルウェー語は、言語的類似性のある一つの言語として認識されたであろう。デンマーク人、スウェーデン人そしてノルウェー人は、デンマーク語、スウェーデン語、そしてノルウェー語を使用しても、互いにコミュニケーションができるが、デンマーク語、スウェーデン語、そしてノルウェー語はそれぞれの言語の新聞をもち、学校教育においてもそれぞれの言語が用いられる。このような造成言語は、18世紀ごろから始められた国家成立と、そのための言語の近代化と密接に関わっている。このような造成言語の構築は、政治やイデオロギーによるものであるともいえる」(ハインリッヒ 2011: 97)

デンマーク語、スウェーデン語、ノルウェー語の三つの言語は言語系統も同じで、文法や語彙、発音などの面でも三者の違いは非常に小さい。それにもかかわらずそれぞれ独立した言語であるのは、国家という枠組み、異なる政治的イデオロギーの存在に起因している。

セルビア語とクロアチア語の事例も政治的な理由で切り離された典型である。山本は、セルビア語とクロアチア語の関係について、次のように説明している。

「セルビア語とクロアチア語は、音声レベルでは互いに《通じる》のになんの問題もない。実際、旧ユーゴスラヴィア時代は、セルボ・クロアチア語というひとつの言語として扱われていた。けれども、政治的な理由から、別々のふたつの言語を主張するようになり、そのような主張にとって文字の違いは実に都合のよいものであった。話すときはほとんど違いがないのに、ひとたび会話の内容を書き記そうとすると、セルビア語はキリル文字で書き表されるのに対して、クロアチア語はラテン文字で書き表される。音声レベルでは《通じる》にもかかわらず、その音を書き写した書記言語となったとき、異なる文字を用いることが別の言語であるかのような印象を呼び起こすのである」(山本他 2004: 50)

以上のように、世界には言語的な差異が非常に小さく、双方の母語話者が問題なく理解できるような言語であっても、独立した個別の言語として扱われている事例が数多く存在しているのである。まさに、理解できる「異言語」という存在形態が普通にあり得るのである。

一方、言語的な差異が非常に大きく、母語話者が互いに理解できないような言語であるにもかかわらず、双方の言語を方言という枠に入れて説明されるというケースもある。

日本における琉球諸島の言語がまさにそうした扱いを受けている事例である。筆者自身がおきなわ語⁸の母語話者なので、理解できない「方言」の実例をここで紹介したい。東京のある中学校からおきなわ語について講演を依頼された際のエピソードである。中学校の体育館には 200 名ほどの生徒たちが座っていて、彼らに次のようなおきなわ語で挨拶した。

「御^ぐ総^{すー}様^{よー}、初^はみ^じてい^わが^が拝^わな^びら、我^わん^ねー、比^ひ嘉^かん^でい^い言^ちよ^ーい^びーく^とう、良^よた^さる^ら如^{ごと}、御^ご願^うさ^びら(皆^{みな}さま、初^はめ^まして、私^{わたし}は比^ひ嘉^かと申^まし^ます^すので、よろしく願^{ねが}い^いま^します)」。

このように挨拶した後、体育館が静まり返ってしまったので、「今、私の述べた言葉を理解できた方は手を挙げてもらえませんか？」と尋ねると、誰一人手を挙げなかったのである。筆者の述べた挨拶は、ごく普通のおきなわ語の表現である。

明治以降、おきなわ語は日本語の「方言」と位置づけられ、今日に至るまで公には「方言」という扱いが続いている。デンマーク語・スウェーデン語・ノルウェー語が理解できる「言語」、ポルトガル語とスペイン語が理解できる「言語」、セルビア語とクロアチア語が理解できる「言語」の範疇に入る一方、おきなわ語と日本語は理解できない「方言」の範疇に入れられているわけである。「言語」か「方言」かという区別には、相互に理解できるか、理解できないかということもよりも、国家としての枠組みを持つ言語であるか否かという観点が大きく関わっていることがわかる。

4. 琉球諸語が独立した「言語」である理由

4.1 琉球・うちなー(おきなわ)の歴史概略

我々琉球諸島に住む者は、1609 年の薩摩侵略事件以来、常に何者かに支配され、今日に至っている。1609 年から 1879(明治 12)年までの約 270 年間は薩摩藩が事実上琉球国を支配していたと言ってよい⁹。1879(明治 12)年から 1945(昭和 20)年までの 66 年間は、日本の直接支配を受けていた。1945 年から 1972(昭和 47)年までの 27 年

⁸ おきなわ語で「うちなーぐち」と称する。

⁹ 例えば、伊波普猷(1993 a: 491)、伊波普猷(1993 b: 440)、比嘉春潮(1971 a: 2)、比嘉春潮(1971 b: 296)、沖縄大百科事典刊行事務局(1983 b: 215)などを参照。

間は米国の支配を受ける。そして、1972(昭和47)年から2016(平成28)年現在までの44年間、日本の支配が続いている。

4.2 琉球王国の存続年数

文献上遡れる琉球王国の存続年数は、1187(南宋淳熙十四)年の舜天即位¹⁰から1879(明治12)年の沖縄県強制設置に至る時期までなので、692年間という数字を算出することができる。ただ、1609年から薩摩藩による支配があったので独立国とみなせないという意見もある。しかし、1854年に琉米¹¹、1855年に琉仏¹²、1859年に琉蘭と、欧米列強の三カ国とそれぞれ修好条約を結んだ。つまり、国際社会では独立国として認知されていたのである。

アメリカのペリーは薩摩による琉球王国の支配を知っていたようである(ウィリアムズ, S. ウェルズ(1970: 57-58))。それならば、わざわざ琉球国と条約を結ばず直接、薩摩藩なり、徳川幕府と結ばよいのではという疑問が生じる。実は1854年にペリーが日米和親条約を結ぶ前に幕府に琉球国の那覇の開港を要求していた¹³。しかし、幕府は「一、琉球島屬遠境、其開港之議、非當今所能辨」、つまり、琉球は遠境の地であり開港の交渉には応じることはできないと回答した¹⁴。

西里によると、「事実、日米和親条約締結後のペリー提督と琉球当局の条約交渉においては、従来の薩琉関係隠蔽方針が踏襲され、那覇駐在の薩摩役人は琉球代表団の背後で交渉を監督するにとどまり、琉球王国の役人たちが外交主体として直接アメリカ合衆国代表のペリー提督と交渉し、五四年七月十一日、琉米修好条約に調印したのである」と説明されている(西里 2000:68-69)。確かに1609年以降、薩摩藩は裏で琉球王国を支配はしていたが、欧米諸国との交渉の際には隠蔽工作を敷いていたのである。

このように、琉球王国は1187年から1879年までの692年間は独立国であり、琉球諸語は国家としての枠組みを持つ言語であった。その意味で琉球諸語が「方言」と見なされることは、政治的な意図によって強制的に規定された扱いと言わざるを得ず、おき

¹⁰ 羽地朝秀編他(1933: 21)を参照。

¹¹ 正式名称は「亜米利加合衆国琉球王国政府トノ定約」(外務省外務本省外交史料 Q&A 幕末期)。

¹² 新垣毅(2015)を参照。

¹³ 函館市(1980: 11-13)を参照。

¹⁴ 維新史料編纂事務局(1854)を参照。

なわ語母語話者にとっておきなわ語が「方言」という範疇に入れられること自体が差別的であると感じられるのである。

4.3 「琉球諸語」は「琉球方言」ではない

上述のように琉球王国は、1187年から1879年までは独立国であった。この事実を踏まえて、この独立国家であった期間はおきなわ語を「方言」ではなく「言語」として認めよう、しかし、1879年以降は独立国家ではなくなったので、「琉球方言」、「沖縄方言」という呼称を用いるべきだという主張するものもある¹⁵。しかし、1879年に琉球王国は明治政府に一方的に侵略・支配され、強制的に「沖縄県」を設置されたのである¹⁶。

琉球王国は、国際法上は現在でも存続しているとする説もある(新垣 2015: 100-146, 250)。したがって国家としての日本の論理では「沖縄は日本」に所属していることになるが、琉球王国を支持する者の側からすれば、国際法上、琉球王国は今でも存続しているのである。このような歴史的な認識に立つと、琉球諸語、おきなわ語はあくまでも独立した「言語」であり、それらを「方言」だと認めるわけにはいかないのである。

4.4 おきなわ語と日本語の祖語は同一

日本の博言学科(のちの言語学科)は1886(明治19)年に帝国大学(のちの東京大学)にて開設された。その言語学と日本語学の講義を担当したのが、チェンバレン(Basil Hall Chamberlain)である。彼は日本の古事記を英訳したほど日本語に通じていた学者であった。チェンバレンが1893(明治26)年、琉球に一カ月ほど滞在し、その後1895(明治28)年に、“*Essay in Aid of a Grammar and Dictionary of the Luchuan Language*”という言語学エッセイの中で、世界で初めて日本語と琉球語¹⁷(おきなわ語)

¹⁵ 例えば、外間は、「... 普通「～語」という場合には、国家を背景としているので、同一国家内の言葉でもあるところから、言語学では、沖縄の言葉を琉球方言と言いなわしている」と主張している(外間 2000: 15)。しかし、世界には6,000とも8,000とも言われる数の言語が存在していることは周知の事実である。一方、国家として世界に存在するのは、196カ国である(外務省公認)。国家という枠組みを有していない言語の方がむしろ圧倒的に多い。したがって、「～語」という場合に、国家を背景とする必要がないのである。琉球諸語、おきなわ語が日本という国の中にあるために「方言」と規定しなければならない合理的な根拠は存在しないのである。

¹⁶ 伊波(1993 a/b)、比嘉(1971 a/b/c)、山里(1963)などを参照。

¹⁷ チェンバレンの業績について、東条操は「近代日本語の祖なる古代日本語と、近代琉球語の祖なる古代琉球語は同一の祖語の分派なる事を断定した。先生の南島語研究は材料を首里語にのみとられた結果その研究の一部については今日改訂すべきものがある...」と指摘している。ここで東条

が姉妹語であると発表した¹⁸。これは、日本語と琉球語との親族関係 (affinity) を確定的にした不朽の論考である (櫻井 1978: 56)。そこでは、Parent Language (祖語) から、Archaic Luchuan (古代琉球語) と Archaic Japanese (古代日本語) に分かれ、さらに Modern Luchuan (現代琉球語) と Modern Japanese (現代日本語) にそれぞれ進化したという表が作成され、説明されている¹⁹。日本語と琉球語が祖語を同じくすることは、その後、E. Polivanov、伊波普猷、服部四郎など、数多くの研究者によって考究され、今日すでに評価が確定した、言語学分野における通説である²⁰。

4.5 琉球諸語が「方言」扱いされるのはなぜか

琉球諸語と日本語は祖語を同じくする姉妹語である。そこになぜ上下関係が生じて、日本語の変種扱いとなり、「琉球方言」や「沖縄方言」などと呼称されるようになってしまったのか²¹。理由は大きく三つあると考えられる。

第一に、それは、琉球諸語を研究する学者たちによる学術論文の存在に大きな原因があるだろう。戦前・戦後を通して「琉球方言」、「琉球語」は併用して使われている。津波古は、「地域語と日本語との関係を姉妹語とみる研究者は「琉球語」とよび、方言の関係にあるとみる研究者は「琉球方言」とよばなければならない。しかしじっさいは方言説をとる人が「琉球語」の名称をつかったり、姉妹語説にたつ人が「琉球方言」の名称をつかったりするという事実があつて混乱しており、呼称についての言語学的な解決はまだついていない」(津波古 1998: 222) と述べている。「方言」と「言語」の用語を混同して使う学術論文がかなり多く存在し、「方言」と「言語」の使用について混沌とした状況がいまだに続いている。少なくとも学者たちによる「方言」と「言語」の使用の区別が今

の言う「南島語」とは、「沖縄群島を中心とし東の奄美群島と西の先島諸島に行はれてゐる言語を総称して我々は南島方言または南島語といつてゐる」(東条 2010: 384) と述べているように、「琉球諸語」のことである。

¹⁸ Chamberlain (1999 [1895]: 6) に、sister languages (姉妹語) とある。

¹⁹ Chamberlain (1999 [1895]: 3) には、琉球語と日本語の祖語を基にした表がある。

²⁰ 国立国語研究所編『沖縄語辞典』(11 頁) を参考にし「方言」という語を「言語」にした。

²¹ 誤解のないように述べておくと、日本語と琉球諸語は「日琉祖語」の下位区分に位置するので、日本語は「本土方言」「内地方言」、琉球諸語は「琉球方言」と称されていることを筆者は承知している。しかし、本稿で筆者が主張したいのは日本語を「本土方言」「内地方言」というのは学術論文のみで、それ以外の新聞、テレビ、書籍などではまず見聞きしたことがないという事実である。それにも関わらずメディアや一般の多くの場所において、琉球諸語とおきなわ語が「琉球方言」「沖縄方言」と当たり前のように使用され続けている。筆者は、このような事態に陥ったのは、琉球諸語とおきなわ語を日本語の一つの「方言」と見なす立場を取る言語学者にも責任の一端があると考えている。

後規範的に行われるようになれば、事態が相対的に改善されることは疑いないと思われる。

第二の理由は、戦前・戦後を通して沖縄県内の主に学校教育現場で使われていた「方言札」の影響によるものである。ここで筆者の実体験を紹介したい。筆者が 60 代以上の年配の方々と話す際に、おきなわ語(うちなーぐち)で話かけると、ほとんどの人が「方言が上手ですね。私たちの時代は方言札があって禁止されて…」という話題を出してきた。筆者は、これまでに少なくとも 300 人以上の人から「方言札」²²という言葉を知っている。この方言罰札制度という言語政策によって、おきなわ語母語話者たちに琉球諸語やその一つであるおきなわ語が「方言」であるという意識を刷り込まれたと考えられる。「方言札」世代にとって、自分たちの言語が無意識のレベルまで「方言」であると刻み込まれているのである。おそらく、その後遺症で、条件反射的におきなわ語(うちなーぐち)を使わない人、また積極的に使いたくないという人も見受けられる。当時「方言札」が使用されていた生々しい様子を伝えるエピソードを紹介したい。以下は、近藤(2005)からの引用である。

「最も忘れ難いものに訓育面で標準語励行の問題がありました。先生方は教育の基はことばだといって徹底的に標準語の指導に打ち込みましたが、何分昔のこととて日常の生活語と違う標準語を使いたがりませんので実行させる方法として方言札を作りました。標準語より方言を使う人が多いので初めの程は次から次へと札が渡され、放課後はその日の日誌に記録された人達は全部呼び出されて理由を尋ねられたり質の悪いものは煙草の火で耳たぶを焼かれたり、あの手この手で戒められたお陰で方言を使う生徒が少なくなり明るい学校になりました(久米島尋常小学校に 1923 年に入学したと思われる方の回想記)」(近藤 2005: 7)

「煙草の火で耳たぶを焼かれた」と普通のことのように書かれているのが恐ろしい。このような体罰は現在では考えられないだろう。さらに、これは戦前の学校でおこったことを回想しているのだが、「方言を使う生徒が少なくなり明るい学校になりました」というメンタリティーが戦後も継続されていることを鑑みると、現在の琉球諸語が衰退している状況が必然であることが推察できる。1945(昭和 20)年に日本は敗戦し、琉球諸島は日本

²² 「方言札」というのは、日本語を普及させる手段として、学校などにおいて方言使用者に掛けさせた札のことで、学校で方言を話すと罰として札を首にかけるよう強制された。

の支配から解放された。しかし、戦前のメンタリティーが悲しいことに戦後から現在に至るまで引き継がれているとしか思えない状況が琉球諸島にはある。

琉球諸語が方言扱いされる第三の理由は、琉球諸語が学校教育で教えられていないことである。初等・中等教育における国語教育の基本は、共通語としての日本語教育、古典語教育、漢文教育である。この中に、(広い意味での)琉球諸語教育は存在しない。国語教育に係る教育制度そのものが、琉球諸語が「方言」扱いされる構造をすでに内包している。少なくとも沖縄県において、義務教育の中に地域言語教育をしっかりと位置づけ、琉球諸語やおきなわ語教育を行うことが大切である。英国のカムリー(ウェールズ)語、そして、スペインのカタルーニャ語、また、米国のハワイ語などの復興活動に見られるように、これらの地域は琉球諸語と同様に言語弾圧に苦しんだが、それを乗り越え、現在、言語復興が進んでいる。これらの地域の運動は、成功事例として大いに参考になる。

5. 国連の自由権規約委員会による勧告

国連では世界人権宣言に基づいて国際人権規約が定められている²³。国際人権規約は社会権規約²⁴と自由権規約²⁵から構成され、前者は国際人権 A 規約、後者は国際人権 B 規約と呼ばれる。国際人権規約は国際条約化されており、日本は 1978 年 5 月 30 日に署名・締結し、加盟国の一つとなっている。

国際人権 B 規約の第 40 条は国家報告制度の規定で、人権条約の締約国が条約上の義務の履修状況を実施機関である自由権規約委員会に報告義務を負うことが記されている。日本政府は同規約 40 条に基づき、締約後 39 年間に 6 回の報告を行っている。自由権規約委員会は日本の報告に対する見解を出す形で評価している。

5.1 国際人権 B 規約 第 40 条 1(b)に基づく第 6 回政府報告

ここでは、最新の日本政府による報告を取り上げる。

²³ 国際人権規約の作成と採択の経緯に関する詳細については、外務省の HP(外交政策/人権外交/国際人権規約)を参照。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2a_001.html

²⁴ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約のことで、1966 年 12 月 16 日に採択され、1976 年 1 月 3 日に発効している。2015 年 7 月現在、164 カ国が加盟している。

²⁵ 市民的及び政治的権利に関する国際規約のことで、1966 年 12 月 16 日に採択され、1976 年 3 月 23 日に発効している。2015 年 7 月現在、168 カ国が加盟している。

2012年4月に日本政府は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条1(b)に基づく第6回政府報告」(以下、第6回政府報告)を公表し、自由権規約委員会に報告書を提出した。同報告は、全27条339パラグラフから成り、68頁に及ぶ。第27条の後に、「その他」という条文相当のタイトルがつけられた箇所があり、その337、338、339パラグラフに沖縄と沖縄の人々に関する報告が掲載されている²⁶。具体的な内容は、以下のとおりである。

337. 「先住民族」については、我が国もコンセンサス採択に参加した「先住民族の権利に関する国際連合宣言」においても定義についての記述はなく、我が国国内法においても確立した定義がないが、いずれにせよ、沖縄に居住する人あるいは沖縄県出身者は、日本国民であり、日本国民としての権利をすべて等しく保障されている。
338. 琉球・沖縄の歴史、文化等については、例えば中学校学習指導要領の社会科で、江戸時代の鎖国下の対外関係に関する学習の際に、日本と中国とのかかわりにおいて琉球が果たしていた役割について取り上げられている。
339. また、沖縄における文化の振興については、2002年に成立した「沖縄振興特別措置法」及び同法に基づく「沖縄振興計画」に基づき、政府・沖縄県等において、地域における芸術・文化の振興や沖縄において伝承されてきた文化財の保護・活用に取り組んでいる。

5.2 自由権規約委員会からの質問事項に対する日本政府の回答

第6回政府報告に対する自由権規約委員会の最終見解が出される前に、同委員会から日本政府に対して質問事項が出され、回答が与えられている。質問は全部で28あり、沖縄に関わる質問は一つである。第20番目の質問で、215から223までの8つのパラグラフから構成された説明となっている。

まず、自由権規約委員会の質問内容は以下のとおりである。

²⁶ 第27条はアイヌに関する内容で、328から336までの8つの項から構成されている。1.最近のアイヌ政策の現状(328-333)、2.アイヌ文化振興関連施策(334)、3.北海道アイヌ生活向上関連施策(335-336)について報告されている。詳細は、外務省のHPを参照されたい。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023051.pdf>

問 20 アイヌ、琉球及び沖縄が教育、公的参加及び雇用の面で依然として差別されているとする報告についてコメント願いたい。これらの文化遺産、伝統的な生活習慣及び土地に対する権利を保護し促進するためにとられた措置について明らかにしていただきたい。アイヌ及び琉球及び沖縄の児童がその言語でその文化の教育を受けることを認めるためにとられている手段はいかなるものか。

次に、その質問に対する日本政府の回答は次のとおりである。

215. 沖縄に住んでいる人々は長い歴史の中で特色豊かな文化、伝統が受け継がれていると認識しているが、日本政府として、「先住民族」と認識している人々はアイヌの人々以外には存在しないというもの²⁷であり、沖縄の方も等しく日本国民であり、日本国民として同様の権利を享受し、日本国民として同様の救済措置が利用可能である。(下線は筆者による)
216. 我が国では、何人も自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利は否定されていない。その前提で、沖縄の文化的伝統、生活様式に関しては、沖縄振興基本方針に基づき、沖縄の独自の文化の保全・継承に取り組んでいる。
アイヌについては、北海道庁が、1972 年以來、6 次にわたり「北海道アイヌ生活実態調査」を実施し格差等を調査した上で、生活の安定、教育の充実、雇用の安定、産業の振興等北海道におけるアイヌの生活向上に向けた対策を講じている。
217. 現時点において、一般道民との格差が全く無くなったとは言えないものの、格差の改善が着実に進んでおり、日本政府としては、北海道庁が進めている上記施策を通して、格差の解消に努めていく。
218. 1997 年、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律が施行され、アイヌ文化の振興等を図るための事業を実施する「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」を設立した。
219. 同財団では、日本政府の支援を受けて、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、アイヌ語の振興、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発、伝統的生活空間の再生といった事業を実施しており、アイヌ語やアイヌ文

²⁷日本政府がこの立場を変えないかぎり、琉球諸語、おきなわ語が「方言」ではなく、「言語」とあるという認識を日本社会に広く普及していくことはできないと思われる。

化の振興に寄与している。

220. 一方、政府の主導により北海道において「民族共生の象徴となる空間」(2020年公開予定)の整備も進んでいる。象徴空間には、博物館、アイヌの伝統的家屋群、工房等の設備を備え、子供から大人までアイヌの世界観、自然観を学ぶことができる空間にする予定で、アイヌ文化復興等に関するナショナル・センターになることが期待されている。
221. アイヌの児童がその言語でその文化の教育を受けることを認めるためにとられてきている手段の保障については、我が国においては、先に述べたとおり、何人も、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、自己の言語を使用する権利は否定されない。
222. アイヌの文化遺産については、従前から文化財保護法に基づき、アイヌ古式舞踊やアイヌの生活用具(伝統衣装や狩猟道具、農機具、楽器など)を国の文化財として指定するとともに、これらの保存・継承のための事業に対する補助を行っている。
223. また、沖縄の文化遺産については、文化財保護法に基づく国指定等文化財について保存修理等に対する補助(補助率は原則 1/2 だが、一部事業によっては補助事業者が沖縄県内に所在する場合に 4/5)を行うなど、他の都道府県と同様に保護・活用等のための措置を実施している。

5.3 第 6 回政府報告に関する自由権規約委員会の最終見解

国連の自由権規約委員会は、日本政府からの報告を受け、疑義に関する質問のやりとりを行った上で、日本の第6回定期報告、すなわち、第6回政府報告に対して、2014年7月23日に「日本の第6回定期報告に関する最終見解」²⁸(以下、最終見解)を採択し、発表した。

最終見解では、「肯定的側面」が示される一方、「主な懸念事項及び勧告」が出された。後者では、21にのぼるパラグラフについて懸念が表明され、勧告が出された。その中に「先住民族の権利」という事項があり、次の懸念と勧告が示された²⁹。

²⁸同最終見解の内容の詳細については、外務省の HP を参照されたい。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>

²⁹ これは、5.1 で示した第 6 回政府報告の第 27 条と「その他」で示された内容に対応していることは明白である。

先住民族の権利

26. 委員会は、アイヌの人々の先住民グループとしての承認を歓迎する一方、琉球及び沖縄人というものを認めていないこと、並びにそれらのグループの伝統的な土地や資源に対する権利、あるいは彼らの児童が彼らの言葉で教育を受ける権利が認められていないことに関して懸念を改めて表明する³⁰(第27条)。(下線は筆者による)

締約国は、法制を改正し、アイヌ、琉球及び沖縄のコミュニティの伝統的な土地及び天然資源に対する権利を十分保障するためのさらなる措置をとるべきであり、それは、影響を受ける政策に事前に情報を得た上で自由に関与する権利を尊重しつつ行われるべきである。また、可能な限り、彼らの児童に対する彼ら自身の言葉での教育を促進すべきである³¹。(下線は筆者による)

5.4 自由権規約委員会の最終見解に対する日本政府コメント

日本政府は、自由権規約委員会による最終見解において懸念及び勧告が表明されたことを受けて、その最終見解に対してコメントを発表した。

ここで言及されたのは、1. 死刑、2. 「慰安婦」に対する性奴隷慣行、3. 技能実習制度、4. 代替収容制度(代用監獄)及び自白強要、の4つの勧告についてのみである。誠に遺憾ながら、琉球及び沖縄人を念頭に置いた、「先住民の権利」に関する懸念と勧告は、完全に無視される結果となった。日本政府の公式な見解では、日本にはアイヌ以外の先住民は認めていない。アイヌ文化振興政策については、順調に進んでいることから、日本国内の「先住民の権利」については、基本的に問題は生じていないという態度である。

³⁰ 日本が加盟している国連の国際人権規約の自由権規約委員会による正式な手続きを経た決議に基づく見解であり、日本政府はその懸念を重く受け止めなければならない。

³¹ もしもこの勧告に従うのであれば、沖縄県の初等・中等教育段階において、琉球諸語、おきなわ語が必修科目相当の扱いで導入されるべきである。

6. おわりに

繰り返しになるが、筆者の見解では、琉球諸島の言語や、八丈島などの言語は、アイヌ語と同様に独立した「言語」である。「方言」などでは決してない。鹿児島県から青森県までの地域語は、しばしば「～方言」もしくは「～弁」と称される。日本の各地域の相当な高齢の方々、例えば、90歳以上の方々がそれぞれの地域語で話すと、孫やひ孫の世代が話の内容を理解できないことがよくあると聞く。鹿児島弁や津軽弁などは、もしかすると互いに理解できない「方言」という範疇に無理矢理入れられている可能性があり、むしろ琉球諸語やおきなわ語と同じ「言語」として扱うことが適切かもしれない。

そもそも言語には上下関係も優劣関係も存在しない。文化相対主義の立場に立てば、一つ一つの言語にはそれぞれ価値があり、意味がある。言語間に序列などは、存在しない。

「方言」という概念には、常に規範のものではない、標準語でない、それ故に正しくない言語というマイナスイメージがつきまとう。地域語を「方言」の枠に閉じ込めることに価値を見出すことができない。地域語が何世代にもわたって生まれ、定着した言語であるならば、たとえ同じ系統の言語だとしても、独立した「言語」であると見なすべきだと考える。鹿児島弁ではなく、鹿児島語、津軽弁ではなく津軽語、出雲弁ではなく出雲語、大阪弁ではなく大阪語、名古屋弁ではなく名古屋語と称してもよいという立場をとる。

地域語が「方言」ではなく、大切な独自の「言語」だと認識することが、自身のルーツ言語に尊敬の念と誇りの念を覚える重要な契機となる。一刻も早く日本全国津々浦々の人たちに気づいてほしい。「あなたの地域の言葉が今まさにこの世から消えかかっている」ことに。日本語と自身の地域語のバイリンガルになる。それと並行して英語教育などをすればよいのである。ヨーロッパでは、2言語、3言語を話すのは当たり前である。地域語を否定して、あるいは軽視し、または蔑視して、日本語と英語の高度な2言語使用者の育成を目指す今の日本の言語教育の方向性が果たして正しいと言えるのか。当然ながら否である。

自らの地域語をマスターすると、自らの地域に対する誇りと愛着が生まれ、自らの地域の文化を愛するようになる。そして、愛する地域に帰属する自分自身をさらに愛しく感じるようになる。愛すべき地域語の存在そのものが自己肯定感の涵養に繋がっていくのである。

(沖縄キリスト教学院大学・沖縄国際大学非常勤講師)

参考文献

- 朝日新聞(2009)『八丈語?世界 2500 言語、消滅危機 日本は 8 語対象、方言も独立言語 ユネスコ』2月20日夕刊1ページ1総合.
- 新垣毅(2015)「琉仏条約、仏にも原本「琉球は独立国」認識」『琉球新報』2015年2月8日付.
<http://ryukyushimpo.jp/news/preentry-238566.html> (2016年11月30日アクセス)
- 新城俊昭(2010)『沖縄から見える歴史風景』編集工房 東洋企画.
- 維新史料編纂事務局(1854)『大日本維新史料』第2編(国立国会図書館デジタルコレクション)
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1114467> (2016年11月30日アクセス)
- 伊波普猷(1993 a)『伊波普猷全集』第一巻、平凡社.
- 伊波普猷(1993 b)『伊波普猷全集』第二巻、平凡社.
- 岩沢雄司(2011)「リレー連載・国際法⑩自由権規約委員会の舞台裏」『書齋の窓』有斐閣 No605, 33-37 頁.
- ウィリアムズ, S.ウェルズ(1970)『ペリー日本遠征随記』異国堂叢書8, 雄松堂書店. 洞富雄訳(原著は1853-1854年に刊行).
- 上村英明(2001)『先住民族の「近代史」—植民地主義を超えるために』平凡社
- 岡本雅享(2011)「日本人内部の民族意識と概念の混乱」『福岡県立大学人間社会学部紀要』Vol.19 No.2, 77-98 頁.
- 岡本雅享(2014)『民族の創出』岩波書店.
- 沖縄大学地域研究所編(2013)『琉球諸語の復興』芙蓉書房出版.
- 沖縄大百科事典刊行事務局(1983 a)『沖縄大百科事典(上巻)』沖縄タイムス社.
- 沖縄大百科事典刊行事務局(1983 b)『沖縄大百科事典(中巻)』沖縄タイムス社.
- 沖縄大百科事典刊行事務局(1983 c)『沖縄大百科事典(下巻)』沖縄タイムス社.
- 外務省外務本省外交史料 Q&A 幕末期「『琉米条約』とはどのような条約ですか」.
http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/qa/bakumatsu_01.html
(2016年11月30日アクセス)
- 柿原武史(2008)「ポルトガル語とスペイン語における指示詞の対照研究—言語教育的観点から—」『福岡大学人文論叢』第40巻第2号, 411-442 頁.
- 金城朝永(1974)『金城朝永全集(上巻)』沖縄タイムス.
- 国立国語研究所編(2001)『国立国語研究所資料集 5 沖縄語辞典(第9刷)』国立国語研究所.

- 近藤健一郎(2005)「近代沖縄における方言札の実態:禁じられた言葉」『愛知県立大学文学部論集 国文学科編』53号, 3-14頁.
- 櫻井美智子(1978)「言語学の明治草創期におけるB.H.Chamberlain」『東京女子大学附属比較文化研究所紀要』39号, 47-64頁.
- 杉田優子 (2010)『実践としての言語』の記録保存:うちなーの多言語社会再生へ向けて」パトリック・ハインリッヒ・松尾慎 (編)『東アジアにおける言語復興—中国・台湾・沖縄を焦点に—』三元社, 203-231頁.
- 下地理則・ハインリッヒ, パトリック 編(2015)『琉球諸語の保持を目指して—消滅危機言語めぐる議論と取り組み』ココ出版.
- 新村出(1998)『広辞苑 第五版』岩波書店.
- 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構国立国語研究所(2011)『文化庁委託事業危機的な状況にある言語・方言の実態に関する調査研究事業 報告書』
- 田中克彦(1981)『ことばと国家』岩波新書.
- 津波古敏子(1998)「琉球列島の地域語の呼称をめぐる問題」『沖縄大学紀要』15号, 213-232頁.
- 東条操(昭和十五年)「国語学と南島方言研究」『沖縄文学全集 第14巻 記録・証言—沖縄文学全集編集委員会 株式会社図書刊行会(2010)
- 西里喜行(2010)「東アジア史における琉球処分」『経済史研究』(大阪経済大学 日本経済史研究所紀要) 13号, 67-129頁.
- 西里喜行(2000)「アヘン戦争後の外圧と琉球問題 - 道光・咸豊期の琉球所 属問題を中心に—」『琉球大学教育学部紀要』57, 31-72 頁.
- 小学館国語辞典編集部(2001)『日本国語大辞典(第二版)』第五巻、第十巻、第十一巻.
- ハインリッヒ, パトリック (2011)「言語学と言語意識—日本にはいくつの言語があるか」山下仁・渡辺学・高田博行 編著『言語意識と社会』三元社, 91-108 頁.
- ハインリッヒ, パトリック・下地理則(2011)『琉球諸語記録保存の基礎』東京外国語大学アジアアフリカ研究所.
- ハインリッヒ, パトリック・松尾慎 編著(2010)『東アジアにおける言語復興』三元社.
- 函館市(1980)『函館市史 通説編2』第2巻(函館市地域史料アーカイブ). <https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11E0/WJJS06U/0120205100/0120205100100020?hid=ht010090> (2016年11月30日アクセス)
- 羽地朝秀編他 (1933)『琉球国 中山世鑑』国吉弘文堂, 国立国会図書館デジタルコレクション.
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1217404>

- 比嘉春潮(1971 a)『比嘉春潮全集(第1巻 歴史編I)』沖縄タイムス.
比嘉春潮(1971 b)『比嘉春潮全集(第2巻 歴史編II)』沖縄タイムス.
比嘉春潮(1971 c)『比嘉春潮全集(第4巻 評伝・自伝編)』沖縄タイムス.
比嘉光龍(2015)「琉球及びおきなわ児童の言語教育権:日本政府に国連:自由権規約委員会より勧告」『JALP2015年大会発表予稿集』日本言語政策学会.
文化庁「消滅の危機にある方言・言語」.
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/ki_kigengo (2016年11月30日アクセス)
ペラール, トマ(2012)「日琉祖語の分岐年代」『琉球諸語と古代日本語に関する比較言語学的研究』ワークショップ 京都大学.
外間守善(2000)『沖縄の言葉と歴史』中央文庫.
琉球藩米蘭仏約定書(1854,1855,1859) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B06151020700、琉球藩米蘭仏約定書(2-5-1-0-9)(外務省外交史料館) (2016年11月30日アクセス)
琉球新報社・新垣毅編著(2015)『沖縄の自己決定権』高文研.
琉球大学付属図書館貴重書展(2001)『五 明治政府と琉球処分』 <http://manwe.lib.u-ryukyu.ac.jp/library/digia/tenji/tenji2001/m05.html> (2016年11月30日アクセス)
山口栄鉄(2005)『琉球語の文法と辞典—原著者 バジル・ホール・チェンバレン(東京帝国大学博言学科名誉教授)—日琉語比較の試み』琉球新報社.
山里永吉(1963)『壺中天地—裏からのぞいた琉球史』琉球文庫.
山下仁・渡辺学・高田博行編著(2011)『言語意識と社会』三元社.
山本真弓編著(2004)『言語的近代を超えて—多言語状況を生きるために』明石書店.
吉峯康博(2008)「夢を追い続ける車いすの弁護士吉峯康博」 <http://yoshimine.dreama.jp/blog/220.html> (2016年11月30日アクセス)
Chamberlain, Basil Hall(1895) *Essay in Aid of a Grammar and Dictionary of the Luchuan Language* (世界言語学名著選集 第II期 東アジア言語編 第1巻 (1999)株式会社ゆまに書房).
Lewis, M. Paul, Gary F. Simons, and Charles D. Fenning(eds) (2016) *Ethnologue: Languages of the World*, 9-th edition, Dallas, Texas: SIL International. Online version: <https://www.ethnologue.com>. (2016年11月30日アクセス)
The Endangered Languages Project.

『複言語・多言語教育研究』日本外国語教育推進機構会誌 No.4 (2016) pp.110-134

<http://www.endangeredlanguages.com/lang/country/Japan> (2016年11月30日
アクセス)

UNESCO Atlas of the World's Languages in Danger.

<http://www.unesco.org/languages-atlas/index.php> (2016年11月30日アクセス)

There are Nine Languages in Japan:
First Step towards the Revival of Ryukyuan Languages is
to consider them as 'Languages' instead of 'Dialects'

Fija BYRON

In February 2009, UNESCO identified approximately 2500 languages as being endangered of becoming extinct. Among them eight languages of Japan were listed: Ainu language of Hokkaido, Hachijou language of Hajijyou-jima island, Ryukyuan languages of Amami, Kunigami, Okinawan, Miyako, Yaeyama, and Yonaguni. Including the Japanese language, which is not facing an extinction, there are nine languages altogether. Whereas Okinawan and Ainu languages are generally known as languages, the remaining six languages are not. The reason behind the fact that most people are not familiar with them is that, with the exception of the Ainu language, they have been addressed as 'dialects'. This way of addressing our languages is hurting our pride as Okinawans and is becoming a factor causing discrimination.